

大正十一年大蔵省令第八号

政府保管有価証券取扱規程

政府保管有価証券取扱規程左ノ通定ム

第一章 総則

第一条 政府ノ保管ニ係ル有価証券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之力受

第二条 政府ノ保管ニ係ル有価証券ハ取扱官庁之ヲ日本銀行(本店、支店又ハ代理店)ヲ謂フ以下

第三条 取扱官庁ハ取扱主任官ヲ新設シタル場合、取扱主任官ニ異動アリタル場合又ハ取扱主任官ヲ廃止シタル場合ハ直チニ第九号書式ノ取

第四条 削除 第二章 保管有価証券ノ提出及寄託 第五条 保管有価証券ヲ提出スル者ハ第一号書式ノ政府保管有価証券提出書ヲ添へ有価証券ヲ取

第六条ノ二 取扱官庁ハ保管有価証券提出者ノ便宜ニ供スル為其ノ請求アリタルトキハ提出者ヲシテ予メ有価証券ヲ取扱店以外ノ日本銀行本店

第七条 保管有価証券ヲ提出スル者第六條ノ規定ニヨリ払込ヲ為サムトスルトキハ第二号書式ノ政府保管有価証券払込書ヲ添へ有価証券ヲ取扱

第八条 取扱官庁第五條又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ有価証券又ハ政府保管有価証券払込済通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ第三号書式ノ政府保

第九条 取扱官庁第五條ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル政府保管有価証券ヲ取扱店ニ寄託セムトスルトキハ政府保管有価証券提出書ヲ添へ之ヲ取

第十条 取扱官庁ハ国税徴収法ノ規定又ハ国税徴収ノ例ニ依リ差押ヘタル有価証券ヲ寄託セムトスルトキハ前條ノ手続ヲ為スノ外其ノ旨ヲ取扱

第三章 削除

第十二條 保管有価証券ノ払渡 第十三條 取扱官庁前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ

第十四條 取扱官庁第十二條ノ請求ヲ受ケタルトキ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ有価証券ヲ保

第十五條 保管有価証券附屬利又ハ保管有価証券附屬賦札ノ交付ヲ受ケル權利ヲ有スル者其ノ

第十六條 削除 第四章 保管有価証券ノ保管替 第十七條 甲官庁ニ身元保証金トシテ有価証券ヲ

第十八條 甲官庁前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該有価証券ニシテ第二條第一項但書ノ規定ニ

第十九條 乙官庁前條ノ請求書ノ送付及乙官庁ノ取扱店ヨリ政府保管有価証券受託証書ヲ送付

第二十條 政府ノ所得ニ帰シタル保管有価証券 第二十一條 取扱官庁日本銀行本店ヨリ政府保管

第二十二條 取扱官庁政府保管有価証券受託証書又ハ政府保管有価証券払込済通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ

第二十三條 政府保管有価証券ノ払渡ヲ受ケル權利ヲ有スル者政府保管有価証券受託証書、政府

第二十四條ノ二 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第二十五條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第二十六條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第二十七條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第二十八條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第二十九條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十一條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十二條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十三條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十四條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十五條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十六條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十七條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十八條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第三十九條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十一條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十二條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十三條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十四條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十五條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十六條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十七條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十八條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

第四十九條 取扱官庁ハ本令合ニ規定スル書式(次項ノ書式ハ除ク)ノ記載ニ付其ノ記載ニ

係ル政府保有有価証券ガ外貨表示ノモノナルトキハ支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号ノ規定ニ基キ定メラレタル外国貨幣換算率ニ依リ換算シタル邦貨額及当該換算率ヲ附記スベシ

取扱官庁ハ有価証券ヲ提出スル者ガ作成スル本省令ニ規定スル書式ノ提出ヲ受ケタル場合ニ於テ当該有価証券ガ外貨表示ノモノナルトキハ前項ノ規定ノ例ニ從ヒ邦貨額及当該換算率ヲ附記スルモノトス

附 則

第二十五条 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六条 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管有価証券ハ当該金庫ノ政府有価証券取扱ノ事務ヲ引継キタル日本銀行ニ寄託シタルモノト看做ス

前項ノ保管有価証券ハ従前ノ規定ニ依リ之カ受払保管ヲ為スヘシ

第二十七条 郵政事業特別会計ノ取扱主任官ハ平成十五年三月三十一日マデノ間ニ日本銀行ニ有価証券ノ払渡ヲ請求スルトキハ第五号書式ニ記載スベキ事項ノウチ受領証書及ビ当該有価証券ノ内容ニ係ルモノヲ記載シ之ヲ保存シ政府保有有価証券受託書又ハ政府保有有価証券払込済通知書ヲ日本銀行ニ提出スベシ

附 則（大正一五年三月二十九日大蔵省令第一号）

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年一月三〇日大蔵省令第一一〇号）

本令ハ昭和十九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二五年三月三〇日大蔵省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月六日大蔵省令第一一〇号）抄

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際までに、改正前の政府保有有価証券取扱規程第六條第二項の規定により提出した政府保有有価証券は、これを改正後の同規程第六條ノ二第一項の規定により払込をした政府保有有価証券とみなし、同条第二項の規定を適用する。

附 則（昭和二九年四月一九日大蔵省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年八月二七日大蔵省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和四八年一月一九日大蔵省令第三号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、改正前の政府所有有価証券取扱規程、政府保有有価証券取扱規程、供託有価証券取扱規程及び日本銀行政府有価証券取扱規程の書式により作成された用紙で現に存するものは、当分の間、これを取りつくり使用することが出来る。

附 則（平成六年三月二四日大蔵省令第一四号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することが出来る。

附 則（平成一五年三月五日財務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月四日財務省令第一〇号）抄

この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日財務省令第二二号）抄

附 則（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することが出来る。

附 則（令和元年二月一〇日財務省令第三五号）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することが出来る。

この省令は、令和二年一月六日から施行する。

附 則（令和二年二月二一日財務省令第七六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第七條の規定は令和三年一月四日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することが出来る。

附 則（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することが出来る。

附 則（令和元年二月一〇日財務省令第三五号）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することが出来る。

第1号書式

政府保有有価証券提出書

(提出の事由)
(何年) 何月 何日 何時 何分 何秒

提出者 氏 名

〒 〇〇〇〇〇〇

日本銀行 (何回) 〇〇〇 〇〇 〇〇

(何年) 何月 何日 何時 何分 何秒

氏 名

〒 〇〇〇〇〇〇

下記の証券を提出します。

| 証券名 | 枚数 | 額 | 備考 |
|-----|----|---|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考

- 用紙寸法は、日本標準規格A判4とする。
- 無額証券については、額欄を零とし、欄頭に代えて券面ごとの枚数を記入すること。
- 本票は枚数に記されるときは、各欄頭に記入すること。
- 株券以外の記式証券については、右欄頭の裏書きをなし、又は右欄頭の右側に枚数及び区分を添付すること。

第2号書式

政府保有有価証券払込書

(払込の事由)
(何年) 何月 何日 何時 何分 何秒

提出者 氏 名

〒 〇〇〇〇〇〇

日本銀行 (何回) 〇〇〇 〇〇 〇〇

(何年) 何月 何日 何時 何分 何秒

氏 名

〒 〇〇〇〇〇〇

下記の証券を何回何枚何額として払い込みます。

| 証券名 | 枚数 | 額 | 備考 |
|-----|----|---|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考

- 用紙寸法は、日本標準規格A判4とする。
- 無額証券については、額欄を零とし、欄頭に代えて券面ごとの枚数を記入すること。
- 本票は枚数に記されるときは、各欄頭に記入すること。
- 株券以外の記式証券については、右欄頭の裏書きをなし、又は右欄頭の右側に枚数及び区分を添付すること。

第2号の2書式 政府保有有価証券譲渡申請書
 (提出の事由)
 (譲渡事由)
 (何年) 取締役等
 年 月 日 住 所 氏 名
 下記の証券を日本銀行(総務)に転入しつたものと見做して下す。
 (何年) 取締役等 官職 氏 名
 上記の通り認めます。

| 証券名 | 枚数 | 種類 | 内訳 | | | 備考 |
|-----|----|----|----|----|-----|----|
| | | | 譲渡 | 譲受 | 譲渡額 | |
| | | | | | | |

- 備考
 1 用紙寸法は、日本標準規格A列4とする。
 2 無償譲渡等については、総額を等とし、譲渡に代えて受取ごとの株数を記入すること。
 3 本書が2枚以上わたるときは、各欄間に記入すること。

第3号書式 政府保有有価証券受領証書
 (提出の事由)
 (有価証券の提出事由)
 (何年) 取締役等
 年 月 日 住 所 氏 名
 (何年) 取締役等 官職 氏 名
 下記の証券を譲渡しました。
 上記の証券の譲渡額を記しました。

| 証券名 | 枚数 | 種類 | 内訳 | | | 備考 |
|-----|----|----|----|----|-----|----|
| | | | 譲渡 | 譲受 | 譲渡額 | |
| | | | | | | |

- 備考
 1 用紙寸法は、日本標準規格A列4とする。
 2 無償譲渡等については、総額を等とし、譲渡に代えて受取ごとの株数を記入すること。
 3 本書が2枚以上わたるときは、各欄間に印字を併すこと。
 4 本書をもって有価証券の払戻を請求するときは、書式印刷枚数に記入すること。
 5 利札又は賦札でけん次があるものは、備考欄にその旨記入すること。

第4号書式 政府保有有価証券内訳書
 (提出者氏名)
 日本銀行(何年) 御中
 年 月 日 (何年) 取締役等 官職 氏 名
 下記の証券を発行します。

| 証券名 | 枚数 | 種類 | 内訳 | | | 備考 |
|-----|----|----|----|----|-----|----|
| | | | 譲渡 | 譲受 | 譲渡額 | |
| | | | | | | |

- 備考
 1 用紙寸法は、日本標準規格A列4とする。
 2 無償譲渡等については、総額を等とし、譲渡に代えて受取ごとの株数を記入すること。
 3 本書が2枚以上わたるときは、各欄間に記入すること。
 4 国債換付法の規定又は国債換付の例により差し押さえたものがあるときは、提出者氏名欄に取締役等官職の氏名を記載すること。

第5号書式 政府保有有価証券払戻請求書
 (提出者氏名)
 (何年) 取締役等
 年 月 日 住 所 氏 名
 (何年) 取締役等 官職 氏 名
 下記の証券を日本銀行(総務)に転入しつたものと見做して下す。
 (何年) 取締役等 官職 氏 名
 上記の証券の譲渡額を記しました。

| 証券名 | 枚数 | 種類 | 内訳 | | | 備考 |
|-----|----|----|----|----|-----|----|
| | | | 譲渡 | 譲受 | 譲渡額 | |
| | | | | | | |

- 備考
 1 用紙寸法は、日本標準規格A列4とする。
 2 無償譲渡等については、総額を等とし、譲渡に代えて受取ごとの株数を記入すること。
 3 本書が2枚以上わたるときは、各欄間に記入すること。
 4 政府保有有価証券受領証書記載の全部払戻を請求するときに限り内訳(譲渡、譲受及び備考)を省略してよい。

